

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

スポーツ市民局（工事）

（スポーツ市民局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

- 1 安全に配慮した適切な設計及び工事監理がされているか
- 2 施設の機能が果たせるよう適切な維持管理がされているか
- 3 工事及び委託の予定価格は適正に設定されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 2月 3日から令和 3年 9月 1日まで

2 実施方法

今回の監査では、スポーツ市民局における令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月 31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	60	13	21.7	8,047	8,001	99.4
委託	44	14	31.8	230	152	66.1

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置

を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘

保安規程の改定について（維持管理業務）

電気事業法（昭和39年法律第 170号）では、自家用電気工作物^{（注 1）}の設置者は、電気工作物^{（注 2）}の工事、維持及び運用に関する保安の確保を目的として、保安体制と具体的保安業務の基本事項を記載した保安規程を定め、主務大臣に届け出なければならないと定めている。また、本市の副市長以下代決規程では、保安規程の制定改廃に関することについては、監（監が置かれていない場合は局長）に代決権限があると定めている。

「中文化センター自家用電気工作物保安管理業務委託」では、保安規程に基づき電気工作物の保安管理を行っていた。保安規程が令和 3年 5月に改定されていたためその手続きについて確認したところ、改定に係る決裁をとっていなかった。また、保安規程の「保安に関する組織図」を確認したところ、令和 2年度に組織改正が行われたにもかかわらず更新されていなかった。

電気工作物の保安管理業務の根幹となる保安規程の重要性を改めて認識し、その制定改廃に際しては代決規程に基づき適正に決裁をとられたい。また、保安規程については必要な変更を行い監督官庁に届け出されたい。

（中文化センター）

（注 1）自家用電気工作物

電力会社から 600ボルト以上の電圧で受電している施設などの電気工作物

（注 2）電気工作物

発電設備、変電設備、配電設備、電線路など